

○廿日市市下水道接続促進補助金交付要綱

平成31年3月25日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水洗便所の普及及び排水設備の整備の促進を図り、もって環境衛生の向上と下水道経営の安定化に資するため、下水道接続工事を行う者に対し、予算の範囲内において下水道接続促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 下水道接続工事 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号又は廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成17年条例第1号。以下「排水処理施設条例」という。）第2条第3号に規定する処理区域の区域内の建築物に設置されているくみ取便所を水洗便所に改造し、若しくはその敷地に設置されている浄化槽を廃止（撤去その他事実上環境保全に支障のない処置をすることをいう。以下同じ。）して污水管を公共下水道又は排水処理施設に連結するために必要な次に掲げる工事又はこれらと併せて行うその他の排水設備の設置工事であって当該建築物若しくはその敷地に係るもの（既設の排水設備でその設置及び構造の技術上の基準に適合しているものの改築工事を除く。）をいう。

ア くみ取便所を水洗便所に改造するために行う便器、洗浄用具、污水管、污水ます又は洗浄用給水管の新設工事

イ 浄化槽を廃止して污水管を公共下水道又は排水処理施設に連結するために行う浄化槽の廃止工事又は污水管若しくは污水ますの新設工事

(2) 生活扶助世帯 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる生活扶助を受けている世帯をいう。

(3) 接続基準日 法第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項に規定する下水の処理を開始すべき年月日又は排水処理施設条例第 5 条に規定する供用を開始すべき年月日をいう。

（交付の対象）

第 3 条 補助金は下水道接続工事を行う者に対して交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には交付しない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 市税及び市の各種徴収金等を滞納している者

(3) 接続基準日から 3 年以内（第 2 条第 1 号イの工事にあつては 1 年以内）に下水道接続工事を施工しない者。ただし、災害等の理由により市長がやむを得ないものと認めた場合を除く。

(4) 下水道接続工事の対象となる建築物を居住のために使用していない者

(5) 販売目的の建築物に対して補助金の交付を受けようとする者

(6) 下水道接続工事に関して他の補助金の交付を受けている者

(7) 故意に虚偽の申請を行った者

(8) 廿日市市下水道条例（平成 4 年条例第 20 号）第 6 条又は排水処理施設条例第 9 条の規定による排水設備の計画の確認を受けていない者
（一部改正〔令和 3 年告示 80 号〕）

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、下水道接続工事費の範囲内で 1 件あたり 10 万円を限度とする。ただし、生活扶助世帯にあつては市長が認定する額とする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、あらかじめ下水道接続促進補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、廿日市市下水道条例施行規則（平成 4 年規

則第22号)第4条第1項又は廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規則(平成17年規則第9号)第4条第1項に規定する申請書とともに市長に提出しなければならない。

- (1) 納入状況等照会承諾書(別記様式第2号)
 - (2) 生活保護受給証明書(生活扶助世帯に限る。)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、下水道接続促進補助金交付決定通知書(別記様式第3号)又は下水道接続促進補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により交付申請者に通知する。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく下水道接続促進補助金交付変更承認申請書(別記様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 下水道接続工事の内容を変更しようとするとき。
- (2) 第5条の申請事項に変更があったとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定等を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定等を取り消し、又は変更した場合には、下水道接続促進補助金交付変更承認通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

(届出)

第8条 交付決定者は、下水道接続工事を完了したときは、下水道接続工事完了届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第9条 市長は、前条の規定による下水道接続工事が完了した旨の届出書を受理したときは、速やかに完了検査を行なうものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、下水道接続工事が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し手直しを命ずることがある。

3 前条及び第1項の規定は、前項の規定により手直しを命じた場合の届出及び完了検査について準用する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査の結果、下水道接続工事が適切であると認めるときは、交付決定者に対し、補助金交付額確定通知書(別記様式第8号)により通知するとともに、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項各号の規定による補助金の全部又は一部の交付の決定の取消し又は既に交付した補助金の返還は、下水道接続促進補助金交付決定取消等通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(廿日市市生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金交付要綱の廃止)

2 廿日市市生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金交付要綱（平成5年告示第68号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の廿日市市生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第80号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式〔略〕